新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付要綱

制 定 令和2年10月15日 こ総第297号(副市長決裁)

(目的)

- 第1条 この要綱は、児童福祉施設等が新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する経費に対し補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条、社会福祉法人の助成に関する条例(昭和35年7月横浜市条例第15号)及び横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横 浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めによるもの とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、母子保健法(昭和40年法律第16号)及び補助金規則の例による。

(補助事業者の範囲)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに 該当する施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。
 - (1) 児童福祉法に規定する児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、児童厚生施設
 - (2) 子ども・子育て支援法に規定する放課後児童健全育成事業(横浜市放課後キッズクラブ事業、 横浜市放課後児童クラブ事業除く)、延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点 事業、一時預かり事業、病児保育事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリ ー・サポート・センター事業)
 - (3) 母子保健法に規定する産後ケア事業
- 2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
 - (1) 法人にあっては、暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第 51号。以下「暴排条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)
 - (2) 個人にあっては、暴力団員等(暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)

(補助対象経費及び限度額)

第4条 この要綱における補助対象経費及び1施設・事業当たりの限度額は別表1のとおりとする。 2 前項の規定に関わらず、国や他の自治体、横浜市が実施する助成を受けているものは対象外とする。

(補助対象期間)

第5条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。

(補助金の算定)

第6条 補助金の額は、補助対象経費と認められる額の全額である。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長が定めた日とする。
- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第 3号及び同条第2項に規定する書類とする。

(交付の決定)

- 第8条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金の交付をしないことと決定したときは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(交付条件)

- 第9条 前条第1項の交付の決定をする場合の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受ける。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受ける。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 市長の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返還させることがある。
 - (6) 市長の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返還させることがある。
 - (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。また、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請の取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

(実績報告)

- 第 11 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金実績報告書(第 4 号様式)により行うものとする。ただし、13 条の規定に基づき補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた補助事業者等は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金実績報告書(概算払)(第 4 号の 2 様式)により行うものとする。
- 2 前項の報告書は、市長の定める日までに提出しなければならない。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。
- 4 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、新型コロナウイルス感染拡大防止対 策事業補助金交付額確定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(交付の時期等)

第 13 条 補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規 則第 17 条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができ る。

(補助金交付の請求)

第14条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、新型コロナウイルス感染拡大 防止対策事業補助金請求書(第6号様式)により行わなければならない。 2 前項の規定は、前条の規定により補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

(補助金の返還)

第15条 補助事業者等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市長の請求に基づいて返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第16条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を 取り消すことができる。
- (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(警察本部への照会)

第17条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第 18 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
- (3) その他市長が定めるもの

(財産処分の制限期間)

第19条 前条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助 事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号) を準用する。

(関係書類の保存期間)

第20条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その 保存期間は、5年とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消

費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は令和2年10月15日から施行する。

別表1 (補助対象経費及び1施設・事業当たりの限度額)

対象施設・事業	対象経費	限度額
刈	刈水柱負	(補助率)
保育所、幼保連携型認定こど	1 感染症拡大防止のための備品等の購入経費	50万円(10/10)
も園、地域型保育事業、認可	2 施設・事業の消毒等の経費	
外保育施設、放課後児童健全	3 感染症予防の広報・啓発に係る経費	
育成事業(横浜市放課後キッ	4 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務	
ズクラブ事業、横浜市放課後	を継続的に実施していくために必要な経費	
児童クラブ事業除く) (1支	5 その他感染症拡大防止に係る経費	
援単位)、延長保育事業、子		
育て短期支援事業、地域子育		
て支援拠点事業、一時預かり		
事業、病児保育事業、産後ケ		
ア事業、利用者支援事業、子		
育て援助活動支援事業(ファ		
ミリー・サポート・センター		
事業)		
児童養護施設、児童自立支援	1 感染症拡大防止のための備品等の購入経費	50万円(10/10)
施設、母子生活支援施設、乳	2 施設・事業の消毒等の経費	
児院、児童心理治療施設、婦	3 感染症予防の広報・啓発に係る経費	
人保護施設、婦人相談所一時	4 その他感染症拡大防止に係る経費	
保護所、自立援助ホーム、フ		
アミリーホーム、里親、児童		
家庭支援センター		

(申請先)	
横浜市長	

(申請者)

法人名

所在地

代表者職氏名

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付申請書

横浜市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

1 補助事業の内容(項目に○を付ける)	
(1) 感染症拡大防止のための備品等の購入経費 ()	
(2) 施設・事業の消毒等の経費()	
(3) 感染症予防の広報・啓発に係る経費 ()	
(4) 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な	よ経費(
(5)その他感染症拡大防止に係る経費()	

2 申請金額<u>¥</u>(対象施設・事業)

3 支援の単位数(放課後児童健全育成事業のみ記入)

(担当者)		
職氏名		
連絡先		

 第
 号

 年
 月

 日

様

横浜市長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付決定通知書

申請のありました、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付金額

¥

(対象施設・事業)

【対象事業】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策

2 交付条件

- (1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返還させることがある。
- (6) 市長の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返還させることがある。

- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。また、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(担当)

 第
 号

 年
 月

 日

様

横浜市長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金不交付決定通知書

申請のありました、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金については、不交付と決定したので通知します。

(対象施設・事業)

(理由)

(報告先) 横浜市長

> (報告者) 法人名

所在地

代表者職氏名 戶刀

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金実績報告書

第 号で交付決定のありました、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金に 係る事業について、次のとおり実施いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

本実績報告の補助金額については、国や他の自治体、横浜市が実施する助成を受けているものは含まれていません。

1	補助金額	
1	補助金額	

(1)	補助金額(a)	¥	
(2)	交付決定額(b)	¥	
(3)	差引不用額(c=b-a)	¥	
(1) (2) (3) (4)	施設・事業の消毒等の 感染症予防の広報・啓	のの備品等の購入経費() の経費() が発に係る経費() 徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費()

3 対象施設・事業

4 添付書類

- (1) 実績報告一覧表(別紙1)
- (2) 領収書等() 枚(別紙2)

(担当者)		
職氏名		
連絡先		

(報告先) 横浜市長

> (報告者) 法人名

所在地

代表者職氏名

印

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金実績報告書(概算払)

第 号で交付決定のありました、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金に 係る事業について、次のとおり実施いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

本実績報告の補助金額については、国や他の自治体、横浜市が実施する助成を受けているものは含まれていません。

(1)	概算払金受領額(a)	¥	
(2)	受領年月日	令和 年 月 日	
(3)	概算払金執行額(b)	¥	
(4)	差引残額(c=a-b)	¥	
(1) (2) (3) (4)	(積報告(項目に○を付ける)感染症拡大防止のための備品等の購施設・事業の消毒等の経費()感染症予防の広報・啓発に係る経費 職員が感染症対策の徹底を図りなその他感染症拡大防止に係る経費	,() がら業務を継続的に実施していくために必要な経費()
3 太	象施設・事業		

- 9 7,123,0212
- 4 添付書類
- (1) 実績報告一覧表(別紙1)
- (2) 領収書等() 枚(別紙2)

担当者)	
職氏名	
連絡先	

第4号様式 別紙1 (実績報告一覧表)

項番	名称 (品名、委託事業名など)	金額 (領収書単位など、 複数項番の合算も可)	備考

必要に応じて説明書類を添付すること

 第
 号

 年
 月

 日

様

横浜市長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付額確定通知書

実績報告のありました、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金額については、次のと おり確定したので通知します。

交付金額
 ¥
 (対象施設・事業)

【対象事業】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策

(担当)

(請求先) 横浜市長

> (請求者) 法人名

所在地

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定のありました、新型コロナウイルス感染拡大 防止対策事業補助金について、次のとおり請求します。

1	請求金額
	¥

2 振込先金融機関

	金融機関名	銀行 支店
	預金種別及び口座番号	普通・当座 NO,
振込先	口座名義	

3 対象施設・事業

(担当者)		
職氏名		
連絡先		

月	日
	月

(報告先) 横浜市長

> (報告者) 法人名

所在地

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助 金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1	横浜市から交付された補助金の額の確定額	金	円
2	消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3	補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額	金	円
4	補助金返還額(2から3の額を差し引いた額)	<u>金</u>	円

- 5 添付資料
 - (1)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類(別紙1)
 - (2)課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
 - (3)課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)
- 6 対象施設・事業

第7号様式 別紙1 (仕入控除税額がない場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

第7号様式 別紙1 (仕入控除税額がある場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1	法人名		
2	法人所在地		
3	代表者職氏名		
4	補助事業名		
5	補助金(申請・実績・確定)額 金 円		
6	当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	<u>金</u>	円

- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上げ	非課税売上げ	共通対応分	非課税仕入れ	合計
			対応分	対応分			
/							
経							
費							
0							
内							
訳	計						

(2)	課税売上割合	%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法